

○財務省告示第二百四十四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成二十四年六月二十五日に発行した利付国債の
 発行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十四年七月五日

財務大臣 安住 淳

一	名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第二百九十二回、第二百九十五回及び第三百十四回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
五	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
六	発行額	額面金額で二千九百九十九億円
七	払込金額	三千二百二十三億九千四百五十万円
八	最低額面金額	五万円

十四 利子

償還期限 償還金額 入札の基 準とする 各発行の 象債の利 元利金の支 払場所加 入札参加 者払込期 日

である場合は、前記(一)の算式
に算入するに当たっては、居住者又は外国人が適用を受ける金額を控除するものとすることができる。
第十号に規定する発行日後の各
発行対象債の支払期を、
と、各支払期において、
算式により算出した支払額を、
う。ただし、支払期が銀行休業
日に当たるときは、その翌営業
日に支払うこととする。

各発行対象債の額面金額×
発行対象債の利率×
100×
1

(別表のとおり)
額面金額は、平成二十四年六月二十一日付
平成証券協会の発行した公募債
日本証券業協会が発行した平均値
の単利発行回数とする。
日本銀行

平成二十四年六月二十五日

財務大臣から通知を受けた者

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (第十回) (二十年)	一・七%	三平成二十三年	五千四百九十億円
利付国庫債券 (第十回) (二十年)	一・五%	六平成二十三年	千五百億円
利付国庫債券 (第十回) (二十年)	一・一%	三平成二十三年	四億円